

那珂市立学校給食センター  
調理業務等委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月  
那珂市教育委員会

## 1 目的

この実施要領は、那珂市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）における調理業務等を民間事業者へ委託するにあたり、学校給食における質の維持、安心安全で安定的な提供及び教育の一環としての意義を理解し、優れた調理技術、適正な調理従事体制、衛生管理能力等を有する事業者を募集し、那珂市が定める基準により審査した上で優先交渉権獲得事業者（以下、「受託候補者」という。）を選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 概要

### （１）業務名

那珂市立学校給食センター調理業務等委託

### （２）施設等の概要

施設名	那珂市立学校給食センター
所在地	茨城県那珂市南酒出433番地1
稼働	平成6年4月
建物構造	鉄骨造2階建
システム	ドライシステム
献立数	2献立
配食校数	小学校9校・中学校5校
調理食数	約4300食／日
調理実施日数	約200日／年

### （３）業務内容

委託業務は以下のとおりとする。業務の詳細については、「那珂市立学校給食センター調理業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

- ア 食材の検収業務及び保管業務
- イ 調理業務
- ウ 配缶及び配送用コンテナへの積み込み業務
- エ 食器、食缶、調理器具の洗浄消毒業務
- オ 残食調査業務
- カ 残菜等の処理業務
- キ 施設及び設備の清掃、点検業務
- ク 給食実施日以外の業務
- ケ その他附帯する業務

(4) 受託候補者の選定方法  
公募型プロポーザル方式

(5) 業務委託期間  
令和6年9月1日から令和9年8月31日まで(3年間)

(6) 提案限度額  
394,140,000 円  
(消費税及び地方消費税相当額を含む3年間の総額)  
※上記の金額は、契約金額の上限を示すもので、この金額での契約を約束するものではない。

### 3 応募事業者の条件等

#### (1) 資格要件

応募する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- ア 学校給食法の目的を理解し、学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守すること。
- イ 那珂市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- エ 学校給食共同調理場方式の調理業務において、1施設1日4,000食以上かつ、2献立以上の業務履行実績を有し、現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。
- オ 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること。
- カ 県内に本社又は事業所を有し、緊急時に概ね2時間以内に管理責任者が給食センターに来所し、十分なサポート体制が確保できること。

#### (2) 参加制限

次に掲げる者は、応募に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- イ 那珂市の指名停止措置を受けている者。
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定した者に限る。)を受けた者は、この限りではない。
- エ 国税及び地方税を滞納している者。

- オ 過去5年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- カ 那珂市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者。

(3) 応募資格の確認

応募資格の確認は、提案書の提出日を基準とする。ただし、その後において備えるべき資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(4) 応募に関する留意事項

- ア 応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- エ 応募事業者から実施要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。
- オ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に関わらず返却しない。
- カ 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
- キ 書類提出日から受託候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とする。
  - (ア) 応募事業者の手形又は小切手が不渡りになった場合。
  - (イ) 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合。
  - (ウ) 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合。
  - (エ) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合。

(5) その他

- ア 市が提示する資料及び質問書への回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 実施要領に定めるもののほか、応募に当たっての必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。
- ウ 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

#### 4 応募手続

応募手続のスケジュールは、以下のとおりとする。

実施要領等の公表	令和5年7月25日(火)
説明会参加申込締切日	令和5年8月8日(火)
説明会及び施設見学会	令和5年8月9日(水)
実施要領等に関する質問受付	令和5年8月10日(木)～17日(木)
質問の回答期日	令和5年8月24日(木)
提案書類の提出期限	令和5年9月13日(水)
第1次審査(書類審査)	令和5年9月下旬予定
第2次審査 (プレゼンテーション等)	令和5年10月上旬予定
審査結果通知	令和5年10月中旬予定
受託候補者の決定	令和5年10月下旬予定

##### (1) 実施要領等の公表

ア 公表方法：市ホームページへの掲載

市ホームページ：<https://www.city.naka.lg.jp>

イ 公表資料：実施要領、仕様書、様式集、その他資料(調理場平面図他)

##### (2) 説明会及び施設見学会

ア 日時：令和5年8月9日(水)

午後2時00分から(受付開始は午後1時30分)

イ 場所：茨城県那珂市南酒出433番地1

那珂市立学校給食センター2階会議室

ウ 参加方法

- ・令和5年8月8日(火)午後4時45分までに、説明会及び施設見学会参加申込書(様式第11号)を、給食センターへEメールにより提出すること。

Eメールアドレス：[kyuusyoku@city.naka.lg.jp](mailto:kyuusyoku@city.naka.lg.jp)

- ・参加人数は、1事業者につき3名までとする。
- ・実施要領等は、各自持参すること。
- ・参加者は、細菌検査結果の原本、又はコピーを持参すること。また、清潔な白衣・帽子・靴2足(下処理室用・調理場内用)は各自用意すること。

エ 留意事項

- ・説明会及び施設見学会に不参加の事業者は、応募することはできない。
- ・参加事業者が多数の場合は、別の期日を設けるなど調整することがある。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が、次により行うものとする。

ア 質問書（様式第12号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

Eメールアドレス：kyuusyoku@city.naka.lg.jp

イ 受付期限 令和5年8月17日（木）午後4時45分（必着）

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和5年8月24日（木）に市ホームページ上にて公表することとし、口頭等による個別対応は一切行わないものとする。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しない場合がある。

(5) 参加表明書及び提案書等の提出

ア 提出先 茨城県那珂市南酒出433番地1  
那珂市立学校給食センター

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第1号）正1部・副7部

(イ) 様式第1号の添付書類 正1部・副7部

(ウ) 提案書（様式第2号から第9号）正1部・副7部

(エ) 見積書（様式10号）正1部・副7部

エ 受付時間 土、日・祝日を除く午前8時から午後4時45分まで

オ 提出期限 令和5年9月13日（水）午後4時45分（必着）

※留意事項

- ・ 提案書はA4判・縦型・横書き・左綴じで作成し、複数ページにわたるものはページ番号を付すこと。各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ、表紙・背表紙に事業者名を表記すること。
- ・ 会社概要については、沿革・組織等が表記されたPR用パンフレットでも可とする。
- ・ 提案書は、提案様式に準拠した書類で提出すること。
- ・ 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。
- ・ 見積書を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書を（任意様式）を添付すること。

(6) 参加辞退

参加表明書等の提出後に、やむを得ず辞退をする場合は、参加辞退

届（様式第13号）を提出すること。

## 5 審査及び結果

那珂市立学校給食センター調理業務等公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、以下のとおり審査を行い、総合的に最も優れた事業者を選定する。

### （1）審査方法

#### ア 応募資格審査

選定委員会において、参加表明書等により、実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。

#### イ 書類審査

応募事業者が4者以上となった場合、提案書等により、書類審査を行い、プレゼンテーション審査に参加する3者を選定する。

#### ウ プレゼンテーション審査

（ア）事前に提出された提案書に沿ったプレゼンテーションとする。資料の追加は認めない。

#### （イ）プレゼンテーション実施日

日 時：令和5年10月上旬※時間は、別途通知する。

場 所：茨城県那珂市南酒出433番地1

那珂市立学校給食センター2階会議室

所要時間：35分以内とする。

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内）

出席者数：3名以内とする。

使用機器：市が用意したプロジェクター（CASIO XJ-V10X）を使用することができるが、パソコンの互換性により不具合が発生する可能性があるため、念のため応募事業者でも用意しておく。なお、スクリーン、ホワイトボード、ハンドマイクは市で用意する。

（ウ）審査を行う順番は、提出書類の受付順とする。

## (2) 評価基準

提案書及びプレゼンテーションの評価項目、判定基準及び評価点については、下記のとおりとする。

No	評価項目	判定基準	配点
1	企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・本市の学校給食調理業務に取り組む意欲	5
2	業務実績	・学校給食調理業務受託実績 (学校給食共同調理場方式)	5
3	危機管理体制	・調理中の事故、食中毒、異物混入等の防止策及び発生時の対応体制 ・生産物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の内容 ・災害時対応	20
4	業務実施体制	・配置人数、組織体制 ・業務責任者等の配置 ・配置者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・現在、給食センターに勤務する職員のうち、継続して勤務を希望する者に対する考え方及び雇用条件 ・調理業務従事者の休暇等における代替者確保体制 ・模擬給食の実施計画 ・調理作業計画（例示する調理指示書をもとに、作業工程表・作業動線図等を用いて調理業務従事者毎に示すこと）	20
5	衛生管理体制	・事業者としての衛生管理の考え方 ・衛生管理に係る指導、検査、研修体制 ・調理業務従事者の健康管理対策	20
6	教育・研修体制	・調理業務従事者に対する指導、研修体制	5
7	食育活動	・独自の取り組みや学校行事等の対応	5
8	見積書	・見積額の内訳	20
合計点数			100

## (3) 審査及び選定に関する留意事項

ア 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては、指名停止措置を行うことがある。

(ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(イ) 虚偽の記載や不正が認められる場合。

- (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (オ) 本実施要領に違反すると認められる場合。
- (カ) プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
- (キ) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または本事業の公正な執行を妨げたと認められる場合。
- (ク) 市が提示した提案限度額を超える見積書を提出した場合。
- (ケ) 応募を予定する事業者及び応募事業者が、委員会委員及び関係市職員と本件提案について接触（説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）の事実が認められる場合。
- (コ) 著しく信義に反する行為があったと認められる場合。
- (サ) その他、本プロポーザルに関して、不適切な行為があったと認められる場合。

イ 提出される書類に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した応募事業者に帰すものとする。

ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出された書類は、審査以外の目的で無断使用はしない。

オ このプロポーザル手続きにおいて、市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

#### (4) 審査結果の通知

ア 審査結果は、応募事業者に文書で通知する。電話等による問い合わせには、応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

## 6 契約に関する事項

市は、委員会の審査結果を踏まえて、評価点が最も高い応募事業者を受託候補者とし、市財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約を締結する。受託候補者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と随意契約を行う。

## 7 担当課・提出先

〒311-0132 茨城県那珂市南酒出 433 番地 1

那珂市教育委員会学校教育課 那珂市立学校給食センター

調理業務民間委託担当 梅原・津賀

電話 029-298-1102

FAX 029-295-2119

Eメールアドレス [kyuusyoku@city.naka.lg.jp](mailto:kyuusyoku@city.naka.lg.jp)

窓口受付時間 午前 8 時～午後 4 時 45 分まで ※土日祝日は除く